

第一百二十六回国会衆議院商工委員会議録 第十二号

平成五年四月十四日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 井上 普方君

理事

新井 將敬君

理事

井出 正一君

理事

額賀福志郎君

理事

竹村 幸雄君

理事

遠藤 乙彦君

理事

岩村 卵一郎君

古賀 正浩君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

村田 吉隆君

江田 五月君

鈴木 久君

和田 貞夫君

春田 重昭君

川端 達夫君

安田 修三君

長田 武士君

渡辺 秀央君

大島 章宏君

増田 敏男君

和秋君

小沢 光広君

和秋君

和秋君

渡辺 秀央君

古賀 一成君

増岡 博之君

</

保、無保証人による保険である特別小口保険について、現行四百五十万円の付保限度額を五百万円にそれぞれ引き上げることとしております。これらは昭和六十三年以来の引き上げとなります。

また、公害防止に要する費用に係る保険である公害防止保険の付保限度額を二千万円から五千万円に、省エネルギーまたは石油代替エネルギーの導入に資する施設の設置の費用に係る保険であるエネルギー対策保険の付保限度額を一億円から二億円に、それぞれ制度創設以来初めて引き上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

○井上委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○井上委員長 次に、通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私の独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。安田修三君。

○安田(修)委員 まず初めに、森通産大臣にお尋ねしたいと思いますが、今御案内のように、金丸信前自民党副総裁へのやみ献金をめぐりまして、財界内部でもいろいろな意見が沸騰してしまっております。特に、国民に課題として、政界の浄化、そして政治資金に対することが最大の課題でありまして、きのうからいよいよそれらの一連のうちの一つとして選挙制度等をめぐる改革、さらにはもうろの政治資金その他の法案がそれそれ、自民党を始め、また社公両党案を中心にして論戦が始まりました。

そこで、きょうお尋ねしたいのは、日本商工会議所の石川六郎会頭は、出身業界はもちろんのこと、出身企業も金丸信前自民党副総裁へのやみ献

金の提供企業の一つといたしまして検察当局の検査の対象となつてまいりたのでございます。この問題は、実は財界そのものの体質を今社会的に問われおりまして、それだけに、財界内部からもこの石川六郎会頭の出処進退が問われているということになるかと思います。

私は、鹿島建設の相談役として鹿島建設ものがやみ献金の検査対象になり、さらには使途不明金、九〇年度には十五億九千万円、九一年度には十六億円という膨大な使途不明金がありまして、これ自身、実は国税当局の問題からしますと表面的には解決されているということになりますが、いわゆるこれ自身やみ献金の温床になつているのではないかと、これまで社会的に指弾されているところがあります。こうして、出身企業、出身業界等の、出身業界はもちろん土工協の問題がございますが、これらをあわせて考えましたときに、石川六郎氏が日本商工会議所の会頭職にあること自身、私は社会常識に反するのではないだらうか。今そのこと自身が、いわゆる事犯にひつかかる、ひつかからないということよりも、社会的な倫理の問題として今財界そのものを、いわゆる政界のバツクグラウンドとしてなつてている財界そのものはみずから襟を正しながら、従来からやみ献金その他も出してきた本質を変えていかなければなりません。そうしたときに、石川六郎会頭が今日なおかつ平常としておられるのは不思議でなりません。

ただまた先般、この進退問題をめぐりまして、久米副会長の所見発表があつたときに、通産省の棚橋次官が、これは私も正確に今ここで言うといふことになりますと語弊がござりますので、テレビ報道で聞いたところによりますと、この問題については差し支えないのじやないかというような談話を私は聞いております。しかし私は、御案内のように、日本商工会議所に対しましては通産省から七億六千一百万円の大きな補助金の出ている団体でございますし、法的にも実は規制されてい

会頭職そのものの出処進退の最終の決定はもちろん商工会議所自身にあるわけでございますが、しかし監督権限のある通産省として、これは好ましいか好ましくないかということは当然判断があるべきではないかと思うところでございまして、そういう点で大臣の所見をお伺いしたい、こう思います。

○森国務大臣 安田委員のお話、私自身はよくわかりますし、それから、先生のお考えに対しても私は、それはいいとか悪いとかとやかく申し上げることではございません。先生のお話はよく私はわかります。しかし、今私の立場から、通産大臣という立場から申し上げさせていただきますと、今回の建設業をめぐる諸問題に関連をいたしまして、石川会頭が会長を務める鹿島の名前が新聞等で取り上げられている、そのことについて会頭職をやめるべきではないか、こういう御意見であろうというふうに私は承っております。

しかし、この問題につきましては、今検査中ということでござりますし、もちろん新聞等にはいろいろな表現も出ております。また、関係者のいろいろなコメントも出ております。このことも承知をいたしておりますが、しかし現実問題としては、今はまだ事実問題がすべて明らかになつたわけではございませんので、今の段階で通産大臣としては、このことについて何も申し上げるということはできない、こう申し上げざるを得ないわけでございます。

なお、商工会議所法上、これも先生十分御承知のこととございますが、日商の会頭の選任あるいは解任というのは、これは会員総会において行われることになつておりますし、通産省の監督権限は、会頭の役員の選任とか解任についての権限はそれには及ばないわけでござりますので、進退につきまして通産省として今云々すべきときではなし、このように申し上げざるを得ないわけでございまして、個人的いろいろな考え方とかいろいろございますし、個人的な考え方で申し上げれば、石川会頭自身、私自身よく存じ上げております。

すし、大変立派な方だし、また、商工会議所の総意でおなりになつたということで、今日までの御活動またそういうお立場で商工会議所の運営について大変な御努力をされておるということは承知もいたしております。ただ、この事件の、もう少し帰着といいましょうか、それをきちんと見てから申し上げることが適当なのではないかな、こんなふうに個人的には考えておるところでございます。

○安田(修)委員 今大臣おっしゃった会頭職そのもの進退のけじめというのは、それは私も初めから申し上げております。これは当然、商工会議所自身の内部で、規約に従つて決められるべきことでございますから、とやかく言うことではございませんが、私言つてるのは、一つは、今日、そういう政治モラルの問題が問われて、その背景にやみ献金問題がある。それが今社会的な課題になつていて、そうしたときに、いわゆる通産行政のものの中立の頂点の石川さん自身、出身企業が検査対象であり、その母体になっている業界の土工協も今指弾を受けている、こうした中につつて好ましいかどうか。

もう一つは、先ほど言いましたように、七億六千一百万円の補助金を出している団体である、法人大臣の発言は余りにも政治的過ぎるのではないか。逆に言うと、本来は政治的でない発言なんですが、あなたの場合は、それは逆に政治的過ぎる人であるということ、そうしますと、当然、通産省はその出処進退は問わないにしても、監督官庁として、それは余りいいことではないなとか、それは当然言えることでありまして、私は、今の森大臣の発言は余りにも政治的過ぎるのではないか。いわゆる中立である官庁とすれば、今それはちょっとおかしいよと言える立場じゃないか。さつき言いましたように、棚橋次官の発言なんというのは、逆に言うと居座つておつていいじやないか。いわゆる中立である官庁とすれば、今それはちょっとおかしいよと言える立場じゃないか。さつき言いましたように、棚橋次官の發言なんといふことは、それは逆に政治的過ぎるにいよいよ申しあげざるを得ないわけでございまして、個人的いろいろな考え方とかいろいろございますし、個人的な考え方で申し上げれば、石川会頭自身、私自身よく存じ上げております。

た。ですから私は、そういう点からしますと、むしろ好ましいことではないな、それは日商として当然今後のことについて対処してもらいたい、それは出處退関係なく、ということが言えるんじやないか、こう思うのですが、どうでしよう。

○森國務大臣 日本商工会議所会頭の進退問題につきまして私は余計なことを申し上げたかもしませんが、余りにも政治的過ぎるという御指摘、御批判をいたいたわけあります、最初の前段は、私は個人的な気持ちを申し上げたわけでございます。そういうことで御理解を賜りたいと思いますが、この進退問題については、日商會頭として行つた行為の責任を問われているわけではないわけですから、そういう意味で、私として、通産省としてコメントを差し控えさせていただきたい、こう申し上げたわけでございます。

今後の検査とか事実関係というのはもう少ししたらきちっと出てくるだらうと思いますから、やはり会頭としてどうあるべきかというのは会頭御自身が御判断されることであるし、また、商工会議所の役員の皆さんが会員の総意を受けてお考えになることというのが私はやはり一番正しい進め方ではないかな、こう思います。いろいろなケースがやはり出てくると思いますから、その都度、通産省として今の段階で云々を申し上げるということはやはり差し控えた方がいい、このように判断をしておるわけでございます。

○安田(修)委員 大臣の後のお話からすると、商工會議所内部の良識によつて判断、処理されるも

ですが、私はそういうふうに聞き取りました

ので、この点

ですが、ぜひこの際、政界挙げて政治改革に取り組んでいるときでござりますから、両輪の関係にある財界もみずからそういう点では襟を正していく、そういう点で大臣の所見はそういうところにあつたんではなかろうかと私は思いますので、以上をもつてこの問題はやめます。なお、通産省としても、この問題については、内部に手を突っ込

むということはいろいろ向こうの自主性がありま

すのでできませんが、重大な関心を持っていただ

きたい、こう私は思います。

さて、もう一つは、資源エネルギー庁のブルトニウムの広告掲載問題をめぐりまして新聞報道さ

れた事件でございます。私は、この問題は、実は

広告の中身そのものここで問題にするわけではございません。問題になりました紙面それを

見てみまして、そこで広告を掲載された三紙の広告内容からしますと、私もうかつなのか知りませ

んが、広告とは実はわからなかつたわけであります。

そこで、広告の掲載をめぐりましては、御案内

のように日本新聞協会の倫理綱領があり、それに基づいた掲載基準もございますが、しかし、それ

は各社を拘束しているわけではございません。一

つのモデル案として、各社がそれぞれの基準をつ

くつていくということになつております。ただ、

ここで私は重大な関心を持ちましたのは、通産省

は実は消費者行政も扱つております。誇大広告その他については、絶えず通産省も公取とともに国

民のために重大な関心を持つて見詰めておる官庁

でもございます。たまたま今度の資源エネルギー

庁の広告では、そういう点で広告の掲載主が掲示されなかつた、また、明らかでなかつたという問

題が出てまいりました。

そこで、こうなりますと、実は消費者保護の行政等を扱いながら、通常は広告問題については極めて重大な関心のある行政官庁として極めて遺憾

である、こう私は思うわけです。それで、この点につきまして通産大臣の所見を伺いたい、こう思

います。

○森國務大臣 通産省いたしましては、国の原

子力政策について国民の理解を得るために原子力

関係情報の適切かつ積極的な提供に今努めている

わけでございます。

国民の理解を得る方法というのいろいろなや

り方はあるわけでございますが、今回の新聞のこ

の特集も、いろんな形で国民に理解を得るとい

ういうことはいろいろ向こうの自主性があつた

わけでございます。

そこで、このように御理解をいただきたいと思いま

す。

○安田(修)委員 いや、大臣のその見解ですと、

重大な誤りがあると私は思うのですね。大臣も何

か、答弁要旨、メモにえらいこだわって御答弁な

ど、そこには、たぶん、この辺の問題でございま

す。そこで、大臣としての答弁をしていただきたい

うんです。

というものは、例えれば、日本新聞協会の「新聞広

告倫理綱領」制定の趣旨の中に、「本来、広告内容

に関する責任はいつさい広告主(署名者)にある」と。これは当然なんですね。そうでなければ新聞

の編集権が守られないわけです。例えれば、今回、

五千五百萬、三紙出されたそうですが、では、あ

る会社が五千五百萬出して、そして広告主の隠れ

た内容で広告を出した場合に、新聞社の編集権が

いわゆる広告者によって奪われるということにな

ります。

したがいまして、私は、新聞社、いわゆる広告

の中身についての、制作された新聞社がどのような

であろうとも、新聞社がここでどうのこうのとい

う場面、委員会ではございませんの、それは触

れません。片方の責任者である広告主の責任とし

て、これが適切であつたかどうかというふうにな

りますと、今の大臣答弁は極めて不適切である。

全くこうした社会的基準に合致しない答弁であつ

重大なことであると思うし、特に、私は初めから言つておりますように、消費者保護等の問題のために誇大広告その他で最も大きな関心を平生払つていらっしゃる通産省としては、極めてこれは不適切だ、こう言わざるを得ません。そういう点で私は、大臣は最もこういうことに広くうんちくのある方でございますから、もつと大臣らしい答弁をしていただきたい、こう思います。

○森国務大臣 うんちくを持つてゐるかどうかと、いうのはどういう観点からおつしやつたのかわかりませんが、安田さん、多分御存じなのでおつしやつたのでしょうか、私も新聞記者を少しやつておきました。新聞というものをよく承知しております。ですから、余り個人のうんちくを傾けない方がいいと思つたので、役所の基本的な考え方を申し上げたわけで、これが不適切だと言われれば、それもまたやむを得ないのかもしませんが、先ほど申し上げましたように、通産省としましては、原子力政策というものをできるだけ国民の皆さんに理解をしてもらいたい。

つまり、原子力安全というものを大前提にしているところでございますが、この非化石エネルギーとしての原子力発電というものをやはり進めていかなければなりません。それには、日本にはいろいろな意味で、国民の中にはいろいろな考え方があるわけですから、それについてぜひ御理解をくださいよということで、常にやはり政府としては広報、いわゆるできる限り国民の皆さんに広く理解を求めるための立場で広報をするというのには、これは当然なことでございましょう。

ですから、我が省としては、原子力はぜひ理解してください、安全をきちんとやつていていますから、ぜひよく皆さん知つてくださいよということをパブリシティーをするわけですね、PRをしていくわけです。先生は今個人のお立場で、どういうお立場かは別としまして、ブルトニウムや原子力はだめなんだよと言いたい方から見ると、この記事は何だよと言いたい、そういう気持ちになら

通産省としては、広くその理解をさせていただく方法として新聞社にお願いを申し上げたわけあります。

ここによく普通、広告と書いたケースがござりますね。そういう場合は、やはり今先生が御指摘のように、広告として出した場合の責任は当然広告主は持たなければならぬということも、これは新聞協会の今先生が指摘された点に、規範といふのでしようか、それに当たつてくると思ひますけれども、そういうような方向での、ぜひ座談会なり何かいろいろな方法をお願いしたい、それについて新聞社がそのやり方を、私も三紙大体見てみましたけれども、みんな違つてゐるわけであつて、同じものをつくつてそれを全部一齊に載せてくださいといつたのなら、これは確かに問題にならぬかもしれません、どういう学者さんを呼び、どういう意見の闘わせ方をしたか、そういうのは、それぞれ三紙全部違つてゐるわけであります。ですから、つまりそれは、その新聞社が判断をして編集をされたものでありまして、その判断は新聞社がされるべきである。

また、この当時、朝日新聞がそれを批判的に書いてございますけれども、三紙が掲載して、二紙は断つたと書いてありますが、つまり三つの新聞はそのことが、そういう編集でやれば構わないといふことでおやりになつたんだろうというふうに私は理解をいたしております。先生のお立場からいえば不見識だとおっしゃるかもしれませんのが、基本的に申し上げれば、広報活動は通産省としては積極的に進めていく、そしてその方法について新聞がどのような作り方をするかは、これは新聞社の編集の権限であるというふうに、私は分けて考えざるを得ない、こう思います。

○安田(修)委員 大臣、大臣何か勘違いしているんじゃないでしょうか。というのは、さつき大臣、広告とそして編集は、こう言われるが、これは政府が五千五百万円金を出して、広告をして依頼しておるんですよ。政府がPRのために、

こういうことを新聞社さん報道してください」と言つておるんじゃないのです。だから私は、編集の中身は立派な先生方が対談していらっしゃるのでもとては、でき得る限りのパブリシティを進めていきたいという考え方でお願いをしたものであらう、このように思うわけでござります。

長さんも出たり、対談やつていらっしゃるから、中身は言いませんよ、それは別。問題は、政府が五千五百万円のお金を出したんですよ、広告料を。それが広告の銘を打つてないというのは、いわゆるこれはまず一つ重大欠陥でしょう、私、先ほど新聞協会の倫理綱領その他を挙げまして言つておるようだ。それから、よしんば、そういうものを全部抜きましよう、こう考えたときに、原子弹行政といふのは、あの新聞の中にも、一部、広告の中にも言つておりますが、国民がわかるように透明な原子力行政を期待したいという言葉もあります。とにかく何でも隠すという、そういう白から見られがちなんですね。ましてこういうことになりますと、やはり隠しているのかどうなつて、なお政府は窮地に陥るのではないかですか。ですから大臣、先ほど、広告掲載に五千五百万円を出している、そのように開き直られますと、これ、やっぱり通用しますか。大臣、ちょっと勘違いなさつているのじやないでしょうか。その点、どうですか。

○森国務大臣 広告としての依頼をされたか、どういう形でしたのか、その辺については事務当局にお尋ねをいただきたいので、私も今の段階では定かに詳細は承知しておりません。

ただ、そのことの中身が問題なのであって、その中身が新聞として、中立的な、第三者的な立場である新聞の紙面としていいのかどうか、このことを記事のような形でつくり上げることがいいのかどうかというのがやはり新聞社の編集の判断だらう、私はそう思うのです。ですから、その考え方方はもちろん必ずしも先生と一致しないかもしれません、新聞社によつてその判断をする。私どもとしては、でき得る限りのパブリシティを進めたいといったいう考え方でお願いをしたものであらう、このように思うわけでございます。

○安田(修)委員 大臣、全然それは重大問題。大臣からこういう意外な発言を聞こうとは私は夢にも思わなかつたのです。

御案内のように、これはいわゆる資源エネルギー庁の委託事業として、原子力機構に五千五百万円、三社に広告分として出して、そこから出でるわけですね。そこで、先ほど言ったように、森大臣は一番先に、本来は一番御存じのはずであつて、新聞広告の倫理綱領の中には、「広告内容に関する責任はいつさい広告主にある。」、いわゆる署名者、広告主にあると、いうことがあります第一点。そしてここに、「責任の所在が不明確なもの。」は載せてない、「誤認されるおそれがあるもの。」も載せてない、それから、「広告であることが不明確なもの。」も載せない、それは、「編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。」は載せない。これらは、いわゆる新聞協会のモデルだ。基準ではあるがモデルで、各社がやるんだ。しかし、これらの表現は違つてゐるけれども、各社はそれぞれにやつてゐるのです。それで、各社が持つていく最後の広告主が、いや、これは実はおれのところの名前が入つてないじゃないなあか。この判断はあなたの方にあるわけです。あなたの方がそれをやらなかつたということは、えて隠して出したと、いうことなんですよ。

ですから、お金が出してなくて、いや、政府のPRだからお願ひしますと言つて、新聞社がこのような記事をやつたのならそれは別です。そうじゃないのです。お金、五千五百万円出でているのですから。あれを見て、三紙を見て、いや、これは普通の広告であると思つた人があれば、私はお目にかかりたいなと思います。その点、大臣、新聞を見られなかつたんじゃないですか。もし見ていらっしゃらないのなら、私、また十六日に質問やりますので、そのとき改めてお伺いしたいと思います。恐らく見ていらっしゃらないのじゃないかと思うんですよね。

○森国務大臣 全部、詳しく見ておりませんけれども、もちろん見ました。それから、私が見たそ

のときの判断では、なかなか細かくきちっとこういうことを対談していただいてありがたいな、私はそう思いました。その後この問題が出来ましたので、三紙みんな同じような形でやっているのかなと思った。やはり一番感じたのは、三紙とも同じような形でやるのならこれは一つの形、広報の形でつくったものになりますし、三紙どういうふうかなと思って改めて見直してみましたがけれども、三紙とも違った企画であつたので、一つの編集権というものは守られているなというふうにその当時判断をしました。しかし、いろいろと先生と私の間で、御答弁申し上げてまた先生のおしゃりをいただいてもいけませんので、その当時の経緯を一遍事務当局から説明させたいと思いますので、それをまず一度お聞き取りをいただければと思います。

○黒田政府委員 大臣から御答弁申し上げましたようには、この新聞の特集記事と申しますか特集は、私たちの広報の一環として実行いたしたものでございます。

大臣からも御答弁申し上げたところでございますけれども、広報のやり方にはいろいろな手段があるわけでございまして、この特集につきましては、私どもできるだけブルトニウム利用についてあるいは原子力について幅広く、かつわかりやすくいように取り上げてほしいということで、單なる一方的な記事ということではなくて、例えばいろいろな方による座談会形式というような形式がとれないかということで、広告代理店を通じて新聞社の意向をお伺いしたわけでございます。ただ、その企画の内容は各社の判断でお願いしたい、こういうことで広告代理店を通じてお願いをいたたわけでございまして、そういうことで、広報の一環としてこういう形で掲載された、こういうふうな経過でございます。

○安田(修)委員 私、そんなことを聞いているのじやないんですよ。私、そういう役所的答弁といふのは困るのでよ。だから、黒田長官のおつしやるのは、私はそれみんな先に言っているので

なやり方でやるというのは、あなた方はいい。それは雑誌の中に随分あります。あれ、これ、こんな記事かと思つたら、最後にP.Rのページとか、ちゃんとそこから上に小さくP.Rのページとか、ちゃんと広告を出したかという、五千五百万円、皆さん役所から、国民の税金から金が出了んだんでしょう。堂々と通産省資源エネルギー庁として、私たちはこうでござりますといふ。そこには対談があつてもいい、いろいろなものがあつてもいいが、なぜそれを出せなかつたのですか。それを聞いているのです。

時間問題で少しのでちょっと長引きましたので。そこで、中小企業の労働時間短縮というのは、これは全体の労働時間短縮を図る上で実は最大の課題になつてきているわけありますけれども、労基法改正に関しまして、中小企業の労働時間への猶予期間をめぐつて連合から厳しい注文がついてまいったことは皆さん既に十分御承知でございますし、私たちもそれは同感でございます。

ただ、労働時間短縮というものは、やれるものはやれということでは制度としての意味はなさないわけでありますし、今日の日本をめぐる国際社会における立場からしますと、あらゆる障害を克服して労働時間の短縮はなきなければならぬ課題でありますことは、これはもう通産の中小企業庁自身いろいろなPRでも言つていらっしゃるところでございまして、私たちもそういう点では日本敬意を払っているところでございます。また、過去二回にわたる石油ショック、円高不況におけるいろいろな経験を、日本と同じ経験をした当時の西ドイツと比較いたしました場合に、まあ西ドイツはあの当時労働時間短縮その他でショック問題等の吸収をやつてきたわけありますが、それを日本と比べて、これから日本経済が中成長の中で構造を変えていかざるを得ないということを予測しますと、労働時間短縮を絡めて人の確保でありますとか、あるいはまた企業経営の革新などのために当然時短というのは必要である、こう言わざるを得ません。

の時間問題といつては中小企業にとってとりわけ若年労働力の確保にとつてはアキレス腱であります。そういう点で、労働時間が長いから人が来ない、人が来ないから残業や休日出勤や仕事をせざるを得ない、こういう悪循環の繰り返しで結局は零細規模の、力のない企業というものは消えていかざるを得ない運命をたどっているものもたくさんございます。そういう点で、今日の社会全体のシステムを変えながら中小企業の時短を進めていかなければならぬという実は重大な節目にあります。

私は、中小企業庁の施策がそういう点で今こそもっと大きく取り上げられて、そのための予算措置やいろいろな関連立法といふもののはあつていいのじやなからうかと実は思うわけです。今年度の中小企業対策の重点という中で、中小企業庁では中小企業が直面する労働時間短縮、労働力確保等の構造的課題に一層積極的に対応するため、時短促進に困難が伴う中小企業事業者等を対象とした対策事業、雇用管理の改善に取り組む中小企業組合に対する補助事業、小規模事業者の労働環境改善事業等の諸施策を行う、こうなことが挙げられております。しかし、後ほども触ますが、予算面からしますと、私は大変寂しい思いを実はするわけです。

そこできょうは、まず初めに下請振興基準、ちょうど二年前になります。三年前から中小企業近代化審議会の下請部会等を中心にしていろいろな方面的の議論を取り入れながら下請振興基準の改正ということが行われたわけであります。その中で私ども中小企業庁として取り組むべきは、労働省のお立場もございますが、私どもとしては中小企業が時間短縮に取り組めるような環境条件の整備、そ

ういう条件を整えるということは私どもの役割ではないかと考えておるわけでございます。

先生お尋ねの振興基準でございますが、先生御案内のとおり、昭和四十五年に下請中小企業振興法という法律が制定されまして、その第三条第一項によりまして「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」これを振興基準と通称言つておりますが、これを定めることになつておるわけでございます。そこにおきましてはさまざまのこととが規定されることとなつております。具体的に一つの項目として親事業者の発注分野の明確化、発注方法の改善に関する事項を決めるということになつておるわけでございます。これに関しまして振興基準が定められておるわけでございます。

一方、時間短縮といふのは、先ほど来先生御指摘のとおり、現下の我が国のいわば国民的課題、國家的課題と申し上げても過言ではない重要なテーマだと私ども考えておるわけでございます。その中で、実は下請企業と申しますのは我が国の中小製造業約六十八万企業ござりますが、その約五九%に当たります三十八万企業が何らかの意味で下請関係にある企業ということでございますから、この下請関係における時間短縮ということは中小企業における時間短縮を進める上で極めて重要な意味を持つ、ウエートを持つものであるということが申せるわけでございます。

そこで、この時間短縮を推進するためには、平成三年の二月に、今先生御指摘の下請振興基準を改正いたしました。どういふ項目かと申しますと、大きく三つのことが申し上げられるかと思います。一つは時間短縮の妨げとなる発注等の抑制、具体的には週末発注週初納入でありますとか、あるいは終業後発注翌朝納入でありますとか、あるいは発注内容の頻繁な変更、これはぜひ避けたい。二番目には、下請中小企業の計画的な生産あるいは発注の平準化ができるような協力をしてください。それから三番目には、納期の長短でありますとか、あるいは納入頻度の多寡であ

りますとか、あるいは発注内容の変更等に配慮しておりますが、これを定めることになつておるわけでございます。

さいますけれども、そういったような内容を盛りこむこととが規定されることとなつております。具体的に一つの項目として親事業者の発注分野の明確化、発注方法の改善に関する事項を決めるということになつておるわけでございます。これに関しまして振興基準が定められておるわけでございます。

そこで、改正後はどうのような効果が出ているかといふ点についてお尋ねしたいと思います。

○安田(修)委員 お答え申し上げます。

平成三年の二月に振興基準を改正いたしました後、私ども定期的にそれが実効が上がつておるかどうか調査をいたしておりますところです。具体的には、一昨年の秋と昨年の秋にそれぞれ約一万三千企業の下請企業の方にアンケートをいたしまして、今申し上げましたような振興基準の改正の実効状況について調査をいたしております。

昨年の秋に実施いたしました調査によりますと、終業後発注翌朝納入につきまして、「ほとんどない」あるいは「全くない」というお答えが全体の八二・五%になつております。一昨年の調査は、「ほとんどない」「全くない」が七七・三%でございましたので、わずかではございますが改善はされておるわけでございます。それからまた休日前発注休日後納入につきまして、「全くない」「ほとんどない」というのが五一・八%ということになつております。一昨年の調査ではこれは五〇・二%でございまして、これの見方でございますが、改善の兆しが各方面の御理解を得て見られるることは事実だと私ども思つております。しかしながら、現下大変不況で厳しい時期ではございますが、こういったレベルにとどまらずなお一層改善するた

たしておるところでございます。

○安田(修)委員 取引関係の実態について改善の度ありますけれども、そういったような内容を盛り込んだ振興基準の改正を平成三年の二月にさせていただいたというのがこのたびの改正の趣旨でございます。

た単価の決定をしていただく。その他いろいろござりますけれども、そういったような内容を盛り込んだ振興基準の改正を平成三年の二月にさせていただいたというのがこのたびの改正の趣旨でございます。

そこで、改正後はどういう効果が出ているかといふ点についてお尋ねしたいと思います。

○安田(修)委員 お答え申し上げます。

平成三年の二月に振興基準を改正いたしました後、私ども定期的にそれが実効が上がつておるかどうか調査をいたしておりますところです。具体的には、一昨年の秋と昨年の秋にそれぞれ約一万三千企業の下請企業の方にアンケートをいたしまして、今申し上げましたような振興基準の改正の実効状況について調査をいたしております。

昨年の秋に実施いたしました調査によりますと、終業後発注翌朝納入につきまして、「ほとんどない」「全くない」というお答えが全体の八二・五%になつております。一昨年の調査は、「ほとんどない」「全くない」が七七・三%でございましたので、わずかではございますが改善はされておるわけでございます。それからまた休日前発注休日後納入につきまして、「全くない」「ほとんどない」というのが五一・八%ということになつております。一昨年の調査ではこれは五〇・二%でございまして、これの見方でございますが、改善の兆しが各方面の御理解を得て見られるることは事実だと私ども思つております。しかしながら、現下大変不況で厳しい時期ではございますが、こういったレベルにとどまらずなお一層改善するた

めに各種の努力をする必要があるという評価をい

たしておるところでございます。

○安田(修)委員 取引関係の実態について改善の度ありますけれども、そういったような内容を盛り込んだ振興基準の改正を平成三年の二月にさせていただいたのが実情であります。それではその改善のなかなか進まないという阻害要因というのは一体どちら辺にがあるのでしょうか。

そこで、改正後はどういう効果が出ているかといふ点についてお尋ねしたいと思います。

そこで、改正後はどういう効果が出ているかといふ点についてお尋ねしたいと思います。

○安田(修)委員 お答え申し上げます。

平成三年の二月に振興基準を改正いたしました後、私ども定期的にそれが実効が上がつておるかどうか調査をいたしておりますところです。具体的には、一昨年の秋と昨年の秋にそれぞれ約一万三千企業の下請企業の方にアンケートをいたしまして、今申し上げましたような振興基準の改正の実効状況について調査をいたしております。

昨年の秋に実施いたしました調査によりますと、終業後発注翌朝納入につきまして、「ほとんどない」「全くない」というお答えが全体の八二・五%になつております。一昨年の調査は、「ほとんどない」「全くない」が七七・三%でございましたので、わずかではございますが改善はされておるわけでございます。それからまた休日前発注休日後納入につきまして、「全くない」「ほとんどない」というのが五一・八%ということになつております。一昨年の調査ではこれは五〇・二%でございまして、これの見方でございますが、改善の兆しが各方面の御理解を得て見られるることは事実だと私ども思つております。しかしながら、現下大変不況で厳しい時期ではございますが、こういったレベルにとどまらずなお一層改善するた

めに各種の努力をする必要があるという評価をい

表の方がおつしやっている場面もあつて、これは皆さんの公式の会合の中にも反映されているはずでございます。

したがいまして、こうした各般のもの、いろいろ皆さんの施策、私、予算を見ましても、商工会、商工会議所あるいは中小企業団体中央会、後ほど予算面になりましたら触れますけれども、細かい予算がモデル事業その他についておりますけれども、しかしそれから下が問題になつてくるのですね。それは恐らく金がない、人手もないということが私は原因だろうと思うのです。しかし、今度はでんと森通産大臣がついていらっしゃるのですから、そこはひとつ中小企業庁もどんと予算をもらつて、そして施策を、時短をやるなら時短をやるような施策をやらなければという点で、私は今言つたそれそれの点で周知徹底にはどのような施策を行つてもらわれるのかということを、まず先にお聞きしておきたいと思います。

○商務省委員 先ほどもお答え申し上げましたよ

うに、この振興基準を各担当の方まで十分御理

解いただくことが非常に大事だと考えておるわけ

でございます。

私どもがこれまでにやつております施策あるい

はこれからやろうとする施策をちょっと御紹介さ

せていただきますと、先ほど申し上げましたよう

に、一昨年と昨年、実施状況について二回調査を

いたしましたけれども、先ほど申し上げましたの

は評価でございますので、なお一層の努力が必要

であるというふうに考えておりまして、昨年の二

月及び十二月の二回にわたりまして三百六十の親

企業団体に対しまして、私、中小企業庁長官と私

どもの産業を所管いたします機械情報産業局長で

ありますとか生活産業局長の連名で、この振興基

準の遵守徹底について協力要請をいたしました。

それから、先生御指摘ございましたような、担

当者までぜひ御理解をいただくということのため

の施策が必要だということも、我々全く同様に考

えておりまして、これまでさまざまな形で講習会等をやつてきたわけでございます。

○商務省委員 先ほどもお答え申し上げましたよ

うに、この振興基準を各担当の方まで十分御理

解いただくことが非常に大事だと考えておるわけ

でございます。

○安田(修)委員 いろいろ御苦労されている話が

出ました。周知徹底ということではいろいろなこ

とをやっていらっしゃるのですが、こういう十億

円以上あるいは一億から十億までの企業別に、そ

して、ことしはまた県を通じての助成、PRをや

ります。

そこで、実態として連合と連合総研の調査によ

りますと、中身まで知つてているといふのは一四%

という調査結果が出ておるわけです。改正になつ

て基準があるといふことは知つてゐるのですけれ

ども、実は中身は知らない。それが先ほど言つた

ように、どこかでとつていて、あるいは商工

会とか中小企業団体中央会とか商工会議所あたり

の中二階でとつてしまつてあるとか、だがある

よといふことはわかっているが、忙しくてそこま

で中身は見れないのか、あるいはそういう機会が

ないのか、いずれにしても、なかなか知られない。

そこで、個別ということになりますと、今いろ

いろなことをやつて、VTRその他といふことに

なるのですが、しかし、私、予算面を見て、これ

だけ今おつしやつたようないろいろなことがある

だけれども、予算そのものからすると余り大き

いものがついておらない。

先ほどおつしやつたいろいろな中身からして、

例えば補助事業の中にも事業者等時短促進対策事

業の創設、こととは一千万円。五百万円が四団体

二分の一、国二分の一、都道府県二分の一で中小

企業団体等を通じて単価五百円で四団体、二分の

一補助ですからそこで一千円。それから、事業

者等時短促進対策モデル事業の創設、新規で九百

万円。これも二分の一補助で中小企業団体等を通

じて単価九百万円で二団体。あとは労働力確保促

進事業の環境整備等いろいろなので、関連するも

のがございます。中小の場合はもうほとんどどれ

をやつても私は時短に関係すると言わざるを得な

いと思ふくらいですが、れっきとして時短として

上がつてくるのはこの二つということになるかと

思ひます。それに、先ほどおつしやつたVTRで

そうしますと、私はやはり、これは狭い列島と

はいいながら、これだけたくさん企業があつ

て、世界の中に冠たる地位を占めておる経済大国

が浸透するには大変だと言わざるを得ません。

そういう点で、先ほど言いましたように、金と人の

相談になるんでしようが、もつと進める方法は

ないんとございましょうか。ばたばたと投網で魚

を一括にとるようなわけにはいきませんか。

○商務省委員 せつかくのお尋ねでございますの

で、先ほど来申し上げました私どもの使命でござ

います下請企業の方が時間短縮を実施できるよう

な環境条件を整える考え方、私どもは四つないし

五つあると思っておるわけでございます。

一つは、労働法に基づきまして、どうやつたら

時間短縮ができるかを中小企業の方が組合なりあ

るいは個々に考えていただき、それに基づいて

時間短縮ができるかを公正取引委員会でございま

すので、一般予算だけではなくて、金融でありま

すとか税制、あるいは私どもの日ごろの行政とい

ておられる親企業に対しまして昨年は十三ヵ所で、それからまだ、一億円から十億円の資本金を持つと分担いたしまして全国三十三ヵ所でそれぞれ講習会をやりました。それぞれ数千人の担当者の方に出席をいただいているわけでございます。

平成五年度におきましては、今十億円以上と一億円から十億円ということを申し上げましたが、

予定いたしました。

この周知徹底のための講習会を開催していただくと

いうのを、本年度から新たにスタートするよう

ておりますので、いつでもこれを見つけてください

とが可能になりますように、本年度におきまして

は、社内教育用のビデオも作成いたしまして、そ

れぞれの御都合のよろしいときに理解していただ

くような手段も講じたいと思つておるところでござります。

○安田(修)委員 いろいろ御苦労されている話が

出ました。周知徹底ということではいろいろなこ

とをやっていらっしゃるのですが、こういう十億

円以上あるいは一億から十億までの企業別に、そ

して、ことしはまた県を通じての助成、PRをや

ります。

そこで、実態として連合と連合総研の調査によ

りますと、中身まで知つてているといふのは一四%

という調査結果が出ておるわけです。改正になつ

て基準があるといふことは知つてゐるのですけれ

ども、実は中身は知らない。それが先ほど言つた

ように、どこかでとつていて、あるいは商工

会とか中小企業団体中央会とか商工会議所あたり

の中二階でとつてしまつてあるとか、だがある

よといふことはわかっているが、忙しくてそこま

で中身は見れないのか、あるいはそういう機会が

ないのか、いずれにしても、なかなか知られない。

そこで、個別ということになりますと、今いろ

いろなことをやつて、VTRその他といふことに

なるのですが、しかし、私、予算面を見て、これ

だけ今おつしやつたようないろいろなことがある

だけれども、予算そのものからすると余り大き

いものがついておらない。

先ほどおつしやつたいろいろな中身からして、

例えば補助事業の中にも事業者等時短促進対策事

業の創設、こととは一千万円。五百万円が四団体

二分の一、国二分の一、都道府県二分の一で中小

企業団体等を通じて単価五百円で四団体、二分の

一補助ですからそこで一千円。それから、事業

者等時短促進対策モデル事業の創設、新規で九百

万円。これも二分の一補助で中小企業団体等を通

じて単価九百万円で二団体。あとは労働力確保促

進事業の環境整備等いろいろなので、関連するも

のがございます。中小の場合はもうほとんどどれ

をやつても私は時短に関係すると言わざるを得な

いと思ふくらいですが、れっきとして時短として

上がつてくるのはこの二つということになるかと

思ひます。それに、先ほどおつしやつたVTRで

そうしますと、私はやはり、これは狭い列島と

はいいながら、これだけたくさん企業があつ

て、世界の中に冠たる地位を占めておる経済大国

が浸透するには大変だと言わざるを得ません。

そういう点で、先ほど言いましたように、金と人の

相談になるんでしようが、もつと進める方法は

ないんとございましょうか。ばたばたと投網で魚

を一括にとるようなわけにはいきませんか。

○商務省委員 せつかくのお尋ねでございますの

で、先ほど来申し上げました私どもの使命でござ

います下請企業の方が時間短縮を実施できるよう

な環境条件を整える考え方、私どもは四つないし

五つあると思っておるわけでございます。

一つは、労働法に基づきまして、どうやつたら

時間短縮ができるかを中小企業の方が組合なりあ

るいは個々に考えていただき、それに基づいて

時間短縮ができるかを公正取引委員会でございま

すので、一般予算だけではなくて、金融でありま

すとか税制、あるいは私どもの日ごろの行政とい

うことです。

二番目には、私ども大事だと思いますのは、そ

ういうことを可能にするために省力機械の導入で

ありますとかロボットの導入、そいつた投資面

の対策があり得るかと思います。これにつきまし

ては、実は補助金といいますよりは金融であります

とか税制といいうものが非常に有効になるわけ

でございます。

三番目には、先ほどもお話しいたしました親企

業との関係におきます下請取引の改善といったよ

うな問題があるうかと思います。

四番目には、これからさらに時間短縮を進める

ために必要な技術開発を進めていくといふような

ことが必要かと思つております。

五番目と申しましようか、これに関連すること

でございますけれども、中小企業の経営者の方に

伺つて非常に印象的なことは、時間短縮に成功し

ておられる企業の具体的な例を参考にすることが

非常に有効であるといふお話をよく伺うわけでござります。

私どもとしては、こういった時間短縮

をうまく実行しておられる企業の例を、例えば私

どもの白書でありますとか、あるいは中小企業事

業団におけるデータベースでありますとか、そ

ういうものを活用して必要な方にお知らせするとい

うような施策を講じておるわけでございます。

そこで、今先生、予算が非常に少ないといいう御

指摘をいたしました。そういうことでございま

すので、一般予算だけではなくて、金融でありま

すとか税制、あるいは私どもの日ごろの行政とい

うことです。

近は毎月十件ぐらい新たな計画が出てくると

いうことで、大分御理解を得始めておるわけでござります。

七

つたようなものを通じてもこれが行われているわけございまして、そのようなところはぜひ御理解をいただきたいと思いますが、一般会計予算だけで申しましても、平成五年度におきましては約二十八億の予算を確保しておりますし、金融税制等々につきましては必要な資金が確保できるよう所要の措置が講じられておるということをぜひ御理解賜りたいと思います。

○安田(修)委員 今そういう金融関係その他で予算が少ないといえどもそちらでということで、それは確かにそういう金融措置があるのです。私は金融措置もそういう点で非常にいいと思います。ただ、中小企業、下請といふのは、皆さんいろいろな中でも意見として中小企業、下請の代表が述べられておるわけでありますけれども、中小企業振興施策として低利の制度融資といふのは相当行われておる。これはみんな認めているわけであります。しかし、これはいずれは返さなければならぬ。当然なんです、人様のお金を借りたんですから。ただ、中小企業の場合は増資や外部の低金利の貸しが難しい。結局は利益の中から返さなければならぬ。

そこで、価格決定の問題です。親企業と下請の関係では、下請代金法上の支払い遅延というのはない。しかし、価格の決定形態については大きな問題があつて、この点が解決できなければどうしようもない。こういう点で役所の支援を頼みますよということが言われておるわけです。問題は、これはどうしようもないということなんでしょうが、金は貸していただいたが、しかし中小企業の場合には大企業のようにはつかかともうけて返せない。合理化して生産性が上がれば、そのまま単価を抑え込まれる。ここにもそういう点が述べられておりますが、それを何とかしてくれ。そこで、皆さんの方で単価決定その他についての基準等も協議するようにいろいろと基準で言われておるわけありますが、そういう悩み事があるからといふことで、やはり時短についてはもっと予算投入が必要だということを一点、皆さんもお考えになら

つてることではあると思いますが、ぜひそこにさるに重点を置いていただきたい、私はこう思ふわけです。

さて、先ほど労働時間短縮の障害について、休日前の発注でありますとか休日直後の納入、あるいは終業後の発注、翌朝納入、こういう無理発注、それから急な発注内容の変更ということが言われておるわけです。これは先ほどから皆さんの方からも述べられておるとおりです。

ちなみに、休日前発注休日直後の納入という点の関係の調査では、今言つたようなことを含めて、この種のものは時々あると答えているものが、連合と連合総研のデータでは四九・一%、中小企業庁の調査では四四・九%。これは、平成四年に発表されたものは四四・九%。平成四年三月のものではなくて、後段の方で発表されたものです。それから、この影響はどのように処理しておるか。連合の調査では、残業だけでなく休日出勤も多くやつて処理しているというのは三八・九%、休日出勤よりも残業が多いというのは二三・二%、残業することも時々あるというものは二八・五%。

それから、終業時刻後発注翌朝納入では、連合調査で一八・二%、中小企業庁では一五・三%。しかし、昨年の三月に発表になった一年のものでは一八・七%でありますから、こら辺の数%といふのは調査対象もそれぞれ違いますので入り組みがあると思いますが、このように大体一五%から二〇%近くあるんだなという概念でとらえていければいいのではないかと私は思うのですが、こういうふうになつております。これに対する労働時間への影響は、残業することが多いというのは五一・一%、残業することも時々あるというのは三八・一%、これは連合調査の中にあらわれております。

発注内容の変更是、連合調査では六八・五%、中小企業庁は四〇・六%、かなりの開きがありますが、これもそれぞれの客体が多少違うということがあります。

そこで、先ほど言いましたように、その阻害要因として、大企業の代表からは、それは大企業の方がもうちょっと計画的にやらなければならぬ、中小の方は、やはりそこ辺はよく我々の事情も聞いてくれと言つておるわけです。遺憾ながら、大との系列下にあるところはなかなか対等な話し合いができるないという今日の問題。

しかし、中小企業庁もいろいろな場面で言つていらっしゃるよう、行政指導は国がやりますと非常に避けなことを実はおつしやつておるわけです。したがつて、こらあたりさらに皆さんはどういうふうに突っ込んで解決しようと思つていらっしゃるか少しお聞きしたいと思います。

○関政府委員 私どもこの下請振興基準の達成のためにさまざまな方法があると思いますが、一つは担当者の方が、親企業側もまた下請中小企業側では一八・七%でありますから、こら辺の数%といふのは調査対象もそれぞれ違いますので入り組みがあると思いますが、このように大体一五%から二〇%近くあるんだなという概念でとらえていければいいのではないかと私は思うのですが、こういうふうになつております。これに対する労働時間への影響は、残業することが多いというのは五一・一%、残業することも時々あるというのは三八・一%、これは連合調査の中にあらわれております。

ましようか、親企業と一対一の関係で取引をするのではなく、多数の取引相手とその強い技術水準を持つて取引をするといったようなケースが多かつたわけでございます。最近中小企業庁の調査では、残業、休日で処理しているのは二五・四%、こういうことになつております。数字で多少変動があつたり、よく似たりしてありますけれども、いずれにしましても、このような無理発注、それから急な発注変更ということが言つておるわけです。これは先ほどから皆さんの方からも述べられておるとおりです。

そこで、先ほど言いましたように、その阻害要因として、大企業の代表からは、それは大企業の方がもうちょっと計画的にやらなければならぬ、中小の方は、やはりそこ辺はよく我々の事情も聞いてくれと言つておるわけです。遺憾ながら、大との系列下にあるところはなかなか対等な話し合いができるないという今日の問題。

しかし、中小企業庁もいろいろな場面で言つていらっしゃるよう、行政指導は国がやりますと非常に避けなことを実はおつしやつておるわけです。したがつて、こらあたりさらに皆さんはどういうふうに突っ込んで解決しようと思つていらっしゃるか少しお聞きしたいと思います。

○関政府委員 私どもこの下請振興基準の達成のためにさまざまの方法があると思いますが、一つは担当者の方が、親企業側もまた下請中小企業側では一八・七%でありますから、こら辺の数%といふのはこれはあくまでガイドラインでありますので、それに違反しても罰則はございません。いろんなコストにはね返る問題については下請代金遅延防止法という中に規制その他ございますが、労働時間関係にしわ寄せされる発注については何らチエックというのではないわけです。まあ中に、業者団体その他からもそこらあたり何とかしてもらえないだろうかという話が出てまいりますし、まあ基本契約その他でもう少ししがつちり、下請振興法理性にかなつた形で値段でありますとか条件が決まるような契約関係になると、いうことが非常に大事であると思っておるわけでございます。で、私ども、これに加えまして平成五年度からは、例えば下請取引相談員といったような制度を新たに委嘱をいたしまして、いろいろ下請企業の方が親企業には直接申し上げられないようなことを相談していくだくというような制度もつくりたいと思つておるわけでございます。

さらく中長期的な観点で申し上げれば、最近中企業白書なども分析されておりますが、この

下請関係というものが従来はピラミッド型とい

ます。

○関政府委員 先生も今お触れになりましたけれ

ども、基本的にこれは商取引の世界でございますので、個々の取引につきまして私ども行政官庁が介入するのはいかがなものか、今の市場経済のもとでどうかというのが私どもの基本的な考え方でございまして、下請企業振興法に基づきます振興基準によつて御理解を得てやる一方、下請企業の実力も培つていくというのが大事だと思うわけでございます。

ただ、先生も御指摘のよう、そいつた中でやはり親企業と下請中小企業との関係から余りにも不当な取引が行われるというようなケースについては、先生御指摘のように支払代金遅延等防止法に基づます規制がかかるわけございまして、今の時間短縮に関しましても、一般的な取引関係、これにつきましては、今申し上げましたのは市場経済というふうなことを前提とします限り、これは基本的には個々の企業の方々の話し合いといふことが原則にならうかと思いますけれども、例えば短納期または頻度の小口納入、その場合には当然費用がふえるわけございませんけれども、そういうたケースの場合に費用の増加を考慮しない単価を押しつけるといつたようなケースが出てまいりますと、これは支払代金遅延等防止法によりましていろいろな手続を講ずることも可能であるわけでございます。ですから、私どもとしては基本はやはり両当事者間のお話をベースにする、それが問題となるようなケースについて、支払代金遅延等防止法に該当するようなものにつきましてはこれによる対応をするという考え方でやつてまいりたいと思うわけでございます。

この点に関しましては平成三年二月に振興基準

でありますとか、あるいは無理な納期に伴う納期おくれの受領拒否、減額といったようなものは代金法の規制に違反することがありますよということに於いては、具体例として運用基準に追加するなど対応をいたしてあるところでございます。
○安田(修)委員 そこで、買いたたきの話が出来ましたが、親企業による買いたたき、値引き、これはちょっとと調査結果があるわけですが、いわゆる下請代金遅延防止法の違反行為、この関係では買いたたきというのは違反件数一・四%、まあ実際違反として上がつてくるのは非常に少ない。しかし実際問題としては、これは違反として現実そういうふうに発生されるのは、あるいは皆さんの方にいろいろと申告があつて、そして事件処理されるというのは少ないのでございましょうが、実態は非常にひどいんじゃないか。日本の社会の中ではなかなか言いがたい、またわかりがない、こういうことがほとんど蔓延しておるんじやないかと思ひます。そこで、連合の調査ではないかと思ひます。そこで、連合の調査ではいる買いたたき、値引きという問題について、買いたたきは七五・七%、こういう答えが実は返つてきておるわけです。

で、恐らくかなりの範囲で実際問題としては買

いたたきというものは行われているんじやなからうか。じやあどこまで買いたたきかという問題があります。振興基準に言われている協議が単に形式的なか。これはよく労使間でも労働協約の協議という概念をめぐらましていろいろとかつて議論になってきたところですが、何回話し合つたら協議なのか。一回か二回か三回か五回か、なかなか協議が調わないじやないかという話が出てまいりますが、そういう点でこの買いたたきといふのはやっぱり、優位にある今日の日本の親企業の立場からしますとどうも買いたたきという問題についてはこれはなかなかならない現状。で、皆さんの方のいろんなPRされているものを見ますと、買いたたきについては随分詳しく、そして私たちが見ましても、ここまでちょっとしたことにはかなりこれは買いたたきとして目を光ら

していただいているんだなということがわかるくらい出てまいつております。そうしますと、私の方ではまあ買いたたき、大方は今の社は買いたたきに遭っているんかなという感じをせざるを得ないわけありますが、皆さんの方でこの買いたたきの現状について把握しておられることについて私はお伺いしたいと思います。
○関政府委員 振興基準におきまして、その単価の決定方法については、合理的な算定方式に基づき下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする、こう書かれておるわけでございます。そこで、その合理的な算定方式とは何か、適正な利益とは何かというのはなかなか実は難しい。第三者がこれは適正であるとかないとか、なかなか難しい世界であることは間違いないわけでございます。そこは御理解いただきたいと思うわけでございますが、一方私どもとしては、公正取引委員会でもやつておられますけれども、下請代金支払遅延等防止法、これの運用をいたしておるわけでございます。
そこで、例えば下請代金遅延防止法の第九条に、「報告及び検査」という項の中に立入検査権があります。中小企業庁それから公正取引委員会、これがもつと活用できないものかな。まあ新たに法を立法していくということになりますとこれまた大変。しかし、余り何でもかんでも縛りつける法を立法していくことになりますとこれまた大変。というのもこれまた困る課題が出てくる。現行法では、例え下請代金遅延防止法の第九条で実効を上げるような方法はないのだろうかなという感じも持ってきて、まだ余り研究もしていないのですけれども、そこで、皆さんの方でこの運用をどういうふうに考えておられるか、お聞きしたいと思います。
○関政府委員 先ほど申し上げましたように公正取引委員会の方でもいろいろ実施をいたしておられますけれども、私ども中小企業庁の方について申し上げたいと思います。
先ほども御報告申し上げましたように、今、毎年大体それぞれ三万五千の親企業、下請企業の方は、書面不備といいましょうか、書面を交付しながら協議が進むべきだ、これが改善していくべきだ、これを改善していくべきだ、このことで指導させていただいてあるわけでございまして、平成三年度におきまして私どもが指導いたしました件数は三十件となつておるところでございます。

おきましては千七百二十三件について立入検査を実施いたしました。それで、書面での調査及び立入検査、それから、場合によりましては来ていただいて具体的にお話を伺うといったような措置をとりました結果、ほぼすべてにつきましてその結果として改善をされたというが現状でございまして、これからも必要に応じましてこのようない対応を続けてまいりたいと思つておるところでございます。

○安田(修)委員 やはり立入検査というのは非常に有効であるということは、今長官の説明の中にもあらわれておつたように私は思います。これらは立入検査したら全部解決されたということになりますので、ぜひこれを十分活用していただき、そして適正な取引ができるよう、そして協議ができるようにしてもらいたいと私は思います。

そこで、下請相談員の話が先ほど出ておりました。これの人選について何らかの基準というものは考えておられますか。

○関政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、平成五年度の新しい施策として下請取引相談員制度というものを設けたいと思っておるところでございます。これにつきましては予算措置もとられておるわけでございます。

それで、私どもとしては、全国で六百人ぐらいの方をこの相談員にお願いをして実行してまいりたいと思っておるところでございますが、また、その人選につきましては、幸い平成五年度予算も成立をいたしましたので今着手をいたしたところでございます。

私どもの考え方としては、基準としては例えは次のようなものを考えておるところでございます。一つは、下請中小企業の経営者などであること、それから二番目は、中小企業関係団体の役員などであること、三番目には、中小企業施策について理解と識見を有され、下請取引関係適正化に對して熱意を有する者であること、こういったような基準で、今回のこの制度の特色は、実際に下

請企業も經營されておられ、また業界の指導的な立場で下請企業の経営者の方の御相談に応じながらいろいろアドバイスしたり対応を御相談したりということをお願いする方でございますので、そういうふうな基準で選ばせていただきたいと馬鹿つておるところでござります。

なお、付言させていただきたいと思いますが、昨日策定されました総合経済対策におきましても、この下請相談員の人選、この事業を早くスタートするということがうたわれておりますので、そし私どもとしても人選を急ぎまして、できれば五月下旬くらいから事業を開始できるようにしたいということでお今準備をいたしておりますところでござります。

○安田(修)委員 そこで、下請相談員は、これは任命権が通産大臣に、中小企業庁長官にあるわけですか。

○関政府委員 この下請相談員の委嘱でございますが、各県にござります下請企業振興協会からの御推薦をいただきまして、その御推薦に基づきまして通商産業大臣から委員を委嘱をするというふうにいたしておりますところでございます。

○安田(修)委員 そこで、委嘱されてからの相談員は、いわゆる相談員が指揮を受ける、あるいは相談員に指導助言するというのは、これは通産大臣ということになるのでしょうか、日常はだれが中間に管理するのでしょうか。

○関政府委員 非常に立派な方になつていただくなつておいでございますから、それぞれの議見あるいは御経験でいろいろ相談に応じていただくわけでござりますが、日ごろのいろいろな御連絡とかあるいは事務的な打ち合わせ等をさせていただくのは、各通産局の中小企業担当課が担当するという予定にいたしております。

○安田(修)委員 そこで、下請振興協会との関係ですが、この協会の方は、実は今度下請相談員ができますと、もちろん今おつしやつたように人の推薦もするということですが、私は、これとの関係も何らかされるだろうと思うのですが、その辺は、各通産局の中小企業担当課が担当するとい

と、それからもう一つは、協会そのものを何かう少し突っ込んで活用できるような方法はないな、こういう感じもするのです。今までのところは下請取引のあつせんですとか、いろいろなそぞろいう関係の指導に限られておるのありますけれども、もう少しこれが有効に突っ込んで活用できることかなと思うのですが、その点どうでしょか。

○閔政府委員 先生御指摘のように、下請振興協会は各県に置かれておりまして、あつせんでありますとかあるいは苦情の処理等々の仕事に当たっていただいておるわけでございます。

この関係で特に御報告申し上げたいと思つておりますのは、最近の経済の非常に厳しい状況のもとで仕事量の確保ということが下請企業の場合によりますには、非常に大きな課題となつておるわけでございます。この点で、実は昨年の秋から全国の下請企業振興協会をオンラインネットワークで結びまして、他の県にまたがる仕事のあつせん、例えば長崎の事業者の方が大阪の方の仕事を受注するというようなことが可能になるような制度を順次整えておりまして、全国の協会をネットワークいたしまして、囲域の異なる発注者と受注者との中継ぎをするというような事業も昨年から始めておるところでございます。

また、先生御指摘のように、個々の取引条件その他につきましての御相談にも応じておりますので、今貴重な御指摘もいただきましたので、この相談員の方にこれから活動していくために当たりまして、下請協会との密接な連絡、協力といううなことも十分念頭に置いて運用してまいりたいと思っております。

と、むしろ日本の場合はいわゆる親企業に配慮されておるのじやないかという皮肉な見方もするわけです。

事実、親企業の中でこうおつしやっている人もあります。それは、親企業というのは二十四時間体制だ。それで、翌週初めというのは日曜の夜から始まり、人手不足が顕著な中小企業にとって非常に困った問題だ。それは仕事が追つつけないものだから。ですから、これらの中にはある程度取り決められた事項だけれども、やはり親企業が強いので、納入要請があればこたえなければならない。実際に、親企業の側の体制に合わされてしまうということだが、どうしても中小企業にとっては宿命的。それで、我々は弱いから言えないということが、まるこの下請関係部会、近代化促進審議会の中の部会でも各方面から言われているところで

そういう点では、私たちはいろいろな陳情等あつてそうだなと思いながらも、今の力関係を見たときに、やはりこれは、裏で見えない親企業というものは変えていかなきやならない。それは先ほども言ったように、大企業自身の方がそういう点でみずから言つていらっしゃるところなんですね。そういう点で、実はこの猶予問題といふのは、一つの日本の今日これをなぜ猶予していかなきやならぬかということを考えたときに、この双方の関係を厳しく見ながら、私たちはその解決に向かつていかなきやならぬと思います。

そこで、いみじくも、中には中小企業の人たちが皆さんの公式の会合にも、おつしやつてある中にあるわれておりますけれども、過当競争の現在の中での、親企業、大企業、中小、下請企業、この取引関係の中で労働時間問題を解決するには、法による一律規制といふものはやはり最も有効ではないか。しかし、それをやるにはやはり中小企業支援策といふものを大々的に行うべきではないかと私は思います。とにかく、競争関係があるからどうしてもなかなか踏み切つていけない。それからまた親会社、大企業の方でも、それだけにまた

そういう関係に甘んじてはいるところがあるのじゃないかと私は思います。

そういう点で私は、もう法の一規制といふものに向かつて、この際考へるべき時期ではなかろうか、こう思うのですが、通産大臣の所見をお伺いしたいし、それから労働省の方からもきょうはお見えでありますので、お聞きしたいと思います。

○森國務大臣 安田委員いろいろ御熱心に、時短の促進をしていかなきやならぬということと、もう一つは、やはり大事な中小企業、下請企業の立場、先生は富山県、私は石川県として、本当に機械工業関係の下請零細企業というの非常に多いわけでありまして、確かにいろいろな問題をよく把握をしておられて、長官との間の議論、大変私もいろいろと、いろいろな角度で伺わせていただきまして感銘をいたしました。

お話をございましたように、中小企業における労働時間の短縮というのは、これは基本的にはゆとりある生活の実現を図るということと労働力の確保を図るという上で極めて重要な課題であるということは言うまでもございません。通産省としても、先ほどから長官が答弁をいたしておられますように、従来から中小企業に対しましてお話をございましたように、中小企業における労働時間の短縮といふのは、これは非常に多い

通産省といたしましては、中小企業の時短促進のために、先ほど長官が述べましたように総合経済対策に基づきまして省力化投資の一層の促進のための低利融資制度の創設の措置を講じたところでもございますし、また今年度予算におきまして

も、中小企業労働力確保法に基づきましての補助事業の拡充、事業主、小規模事業所の時短を促進するための事業の創設をいたしたところでございまして、これらを通じてきめ細やかに今後とも強力な中小企業支援を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○上村説明員 労働省でございますが、先ほど先生からお話をありました今回の猶予措置の延長でございますが、厳しい経済情勢のもとで、特に中小企業につきましては非常に厳しい状況にありますことから、また中小企業庁からも強い要請もございまして、今回この四月からでございますが、緊急避難的なやむを得ない措置といつしまして延長を行った次第でございます。御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、延長されましたこの猶予措置の対象事業につきましても、漫然とその猶予の状態に甘んじまして時短に取り組まれないということとは適当ではございませんので、これらの事業につきましても早期に週四十四時間制に向けて努力されるべきでございますし、また努力がなされるものと考えております。労働省といたしましても、このような事業に対しましてきめ細かな指導援助に努めていく考えでございます。

中小企業におきます時短を、今委員がおつしやいましたように法的な規制によつて一律に進めるごとにについてと、いうことでございます。一つの考え方またいろいろなケースから見ると、そうしてもらつた方がかえつて進めいいという面も、私もそういう話を聞いたことがやはりございます。しかし、この労働基準法が実は罰則を伴う法律である、これも委員御承知のことだと思いますが、罰則を伴うわけでございますので、同法の施行に当たりましては中小企業における労働時間の実態を踏まえながら対応していかなければならぬということも必要であろうかというように思います。

通産省といたしましては、中小企業の時短促進

いたしましては、中小企業の時短促進を図る上ではどうしても必要ではないかというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思つております。

○井上委員長 小沢和秋君。
○小沢(和)委員 きょうは専ら大臣にお尋ねをいたします。

昨日、政府は新総合経済対策を発表いたしました。これは前回大臣が自民党政調会長としてまとめた十兆七千億円の対策をさらに上回る過去最大の十三兆二千億円の規模になつております。しかし、その中身は、相変わらず公共事業の拡大や前倒し、民間設備投資の促進などの大企業へのところが中心になっております。ここには、公共事業が金丸流の金権腐敗、利権の温床になつたといふ反対などおよそそ関係がありません。その一方で、不況の最大の被害者である中小企業や一般の国民への対策は全くおざなりであります。

そこで、まず大臣にお尋ねしたいのは、この対策が十六日からの日米首脳会談への手土産だと報じられていることあります。あなたの自身が首脳会談の先乗りとして先日訪米した折、カンター・アメリカ通商代表から、新しい景気対策に外国製品の大規模な政府調達を盛り込むよう期待すると言われていたとのことがあります。昨日、あなたは閣議後の記者会見で、私の感触では前回の二倍以上になる、つまり五億ドル以上になるとの見通しを示しておられます。私は眞の日米友好を願うものではありませんが、こうしたインパラーンスを解消するということであつて、その基本的問題は、やはり内需を拡大し、輸入を促進するということを言つてしましますと、結局、その額が、またひとり歩きを数字がしてしまつて、その危険性がある。しかし、今日日本に求められているものは、やはりこの貿易の黒字、こうしたインバランスを解消するということであつて、その基本的問題は、やはり内需を拡大し、輸入を促進するということにある。しかし、今回の、いわゆる新しい社会資本の整備など、もう少し幅広く、從来の公共事業と違つて、もつと幅広くいろいろな角度で、景気というものに対しても波及効果があるであろう、そういう中から輸入というものが期待されるものもかなりあるのではないか。私は先般の渡米の際も、そういう場合には、どうぞひとつそういうビジネスチャンスがありますから、

ねがございましたので、日米関係のみならず日欧すべてでございますが、この数字といふものはどうしてもやはりひとり歩きをしてしまいます。例えば、半導体の期待値でございました二〇%の問題もこの委員会で何回か御議論があつたところでもございましたし、また今年度予算におきましてもございましたし、先生方、いろいろな方からも御質問がございました。これはあくまでも期待値であつて目標値でもなければ、それが最低値といふことでもあります。ただ、先般、私が渡米をいたしました際も、引き続きそのことについてそのことはまた、このことがひとり歩きをしてしまつて、あくまでもそれが何か日米との政府の約束のようになつてしまつて、結果的に二国間の管理貿易ということになるということです。あくまでもそれが何か日米との政府の約束のことではない、そういう見解を私はアメリカでも申し上げてまいりました。

したがいまして、そのようなことの例も触れまして、幾ら、どれだけ政府で調達をするんだといふことを言つてしましますと、結局、その額が、またひとり歩きを数字がしてしまつて、その危険性がある。しかし、今日日本に求められているものは、やはりこの貿易の黒字、こうしたインバランスを解消するということであつて、その基本的問題は、やはり内需を拡大し、輸入を促進するということにある。しかし、今回の、いわゆる新しい社会資本の整備など、もう少し幅広く、從来の公共事業と違つて、もつと幅広くいろいろな角度で、景気というものに対しても波及効果があるであろう、そういう中から輸入というものが期待されるものもかなりあるのではないか。私は先般の渡米の際も、そういう場合には、どうぞひとつそういうビジネスチャンスがありますから、堂々とひとつ聞つてください、どうぞかち取つてください、こうアメリカに申し上げましたし、先般、イギリスのハード外相がお見えになりました

ときも、バングマンEC委員がお見えになりますたときも同様のことを申し上げておるわけでございまして、決してそんな屈辱的な、アメリカの国民が怒りますよというような、そんな屈辱的なことを私は一言も申し上げていないということだけはぜひ御理解をいただきまして、まずは内需拡大、そして輸入の促進をして、その中で世界の皆さんが内外無差別、透明公正の中で堂々と商業を営んでいただきたい、こういうふうに申し上げておるわけでございます。そういう基本的な考え方方に立つて私は記者会見でそうした発言をいたしました。ということをごいいまして、前回こういう額が出ておるということならば、今度の経済的な波及効果からいつ倍ぐらいは期待されてもいいのではないか、こういうふうに申し上げたわけでございました。

御意見、建設的な御意見もございました。通産省
といたしましては、やはり景気動向を見るという
ことにつきましては、やはり鉱工業生産指数ある
いは資本財、生産財、耐久消費財などを含めた在
庫調整というものをやはり見ていくということが
大事だというふうに考えております。したがつ
て、このところの景気の私どもの今見方は、鉄鋼
業の出荷、乗用車販売など一部に回復の兆しを示
す動きが徐々にあらわれてきておりますものの、
基本的にはやはりこれは決算対策のあらわれ、そ
ういう動きが影響してきているのではないか、し
たがつて、この明るい動きが長続きするのかどう
かということはまだもう少しやはり慎重に見る必
要があるというふうに私ども考えております。
そういう中で、GDPの四分の三を占めており
ます個人消費がやはり低迷している。それから、
設備投資の減少が依然として続いている。引き続
き厳しい状況にあるというふうに私ども見ており
まして、さらにバブル経済の崩壊の影響や最近の
急速な円高が景気に与える影響も懸念をせざ
るを得ない。我が国経済はいまだ予断を許さな
い、そういう状況にあるという形で、今回の政府
の経済対策はあくまでも景気の足取りを確實にす
るものため、こういう考え方をいたしておりますわ
けでございまして、大企業優先という考え方では私
どもはとつておりますんし、中小企業等につきま
しても、従来にないぐらい細かく対策は講じてあ
るわけでございます。これを申し上げております
と、先生の御質問の時間に御迷惑かけますから、
必要がござりますれば、長官からお答えをさせ
たいと思います。

いというふうにお考えかもしませんが、私は所得減税の方が直接の景気刺激効果はあるかに大きいと思うんです。実際、公共事業の効果はどうしても経済全体の中で偏りますし、全く及ばない部分もあります。ところが、所得減税は全国ほとんどの世帯に直接効果が及びます。現に、過去の景気対策を振り返ってみると、昭和五十八年十月にも、六十二年五月にも政府・自民党は不況対策として所得減税やつてはいるわけであります。すると、これは間違いだつたということになるのかどうか。この点、お尋ねします。

○森国務大臣 減税等も含めて経済対策というのはやはりそのときの経済情勢や、また、国民の意識、いろんな環境なども含めて総合的に考えるところであって、かつてとつた所得減税は間違いだつたのかという短絡的な考え方私は私としてはどるべきではないと考えております。

ただ、この委員会でもそうでしたし、予算委員会の審議でも私も御答弁申し上げましたが、総理始め皆さんもおつしやつておられましたけれども、所得減税ということになつてしまりますと、やはり財源の問題が出てまいります。したがつて、赤字国債を発行してまでやるべきことなのかということについては、それは財源をどうしますかということについて、かなり今度は各党皆さん際立つていろんな発言があつたことを私承知しております。恐らく各党の皆さんの中にもいろんな意見が分かれたところだろうと思います。

そういう中で、一つには財源の問題、もう一つ、やはり効果の問題。今小沢先生は、効果がその方がはるかにあるんだ、こうおつしやつておられるわけですが、私はやはり、今の時点での所得減税による効果があるのかどうかということよりも、先ほども最初の御答弁で申し上げましたように、いわゆる低迷した最終需要というものをもう少し、いわゆる最終消費、それから民間の設備投資的ではないかというふうに申し上げたわけでござります。

今回の政府の対応もそうした一つの考え方によつてつくられたものでございまして、なお、税につきましては今後とも、この国会の間に与野党で引き続き協議をするということになつてゐるわけございまして、政府としましては、その与野党間の協議の推移を見守つていくこというふうな立場を私どもは今とつておるところでございます。

○小沢(和)委員 経済企画庁の国民経済計算によりますと、国民総支出の中で民間最終消費支出の占める比率がこの数年間に大きく下がつてきております。一九八六年といえど、円高不況で消費が落ち込んだ時期でありますから、そのときでも民間最終消費支出は五九・二%ありました。それが一九九一年、まだバブル消費景気が残つていた時期に五六・八%と、二・四%も下がつてきております。この間に大きく伸びたのは何だったかといえば民間設備投資で、一六・四%から二一・五%に、五・一%も伸びております。この数年、どんなに猛烈な設備投資が国民の消費を犠牲にして行われたのかがここにはつきりとあらわれております。だから、つくつても、それに見合う購買力がない状態が生まれているわけでありまして、この消費の落ち込みを回復しなければ日本経済は本当に活力を取り戻すことができないのではないか。そういう意味で、私はどうしてもこの所得税減税が必要ではないかと申し上げておるわけですが、もう一度お尋ねいたします。

○森国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたように、やはり在庫調整というものを通産省はよく見ておかなければならぬと思うのです。その中の生産財でありますとか資本財というのは、これが委員からいえば大企業にウエートを置いているということになるかもしれません、やはり産業が生きるはつらつと動くということが大事なのでありますまして、そういう意味での景気対策というのは一つ大事だと思う。

もう一つは耐久消費財でございますが、これについては私もここでずっとお話を聞かせていただきまして、各党の皆さんの御意見は、いろんな意

見がございました。例えば、もう買うものがないなつたのではないかとか、あるいは品物が技術的にも非常にいいし耐用性も長いので買いかえとう気持ちにならないんだとか、いろんな議論がたくさんありました。ですから、そういう意味で、耐久消費財というものがどうしてこれからさらに伸びていくのかということをやはり考えていかなければならぬのだと思います。

うふうに考えておりますし、一・三月期における八月対策の効果というものは私は非常に大きいものがあるだろうな、このように期待をしているわけあります。しかしながら、どんなにこの四半期頑張つても、一・六%に届くかどうかという点については、率直なところを言いまして大変厳しい状況である、このように理解をしているわけでございます。

しかしながら、この景気の回復、そして経済成長率を適正な水準に持つていくことは、常にこれは大事なことでありますし、私どもとしては、このことをやはり大きな教訓として考えていかなければいけない、心して経済運営に取り組んでいかなければいけない、このような気持ちで今後とも機動的な運営を続けていきたい、このように思つております。

○遠藤(乙)委員 経企庁の予測といえば、最も情報が集まるところであつて、国民としては本来非常に信頼して見ていたわけですけれども、それが誤差の範囲を超えて大きく狂う、しかも何度もたびたび狂うとなりますと、これはもうだれも信用をしなくなる。最近、企業家等はやはり自分の目でしっかりと考えなければならないという空気が出ているようございまして、一度あることが二度ある、二度あることが三度あるとなりますと、これは経企庁の信頼性に大変かかる問題でございまので、ぜひ、その点深刻にちょっと考えていただきたい。

前回も指摘したわけですが、経企庁が依拠する経済モデルの基本的なところに問題があるのか、最近の構造変化、成熟化社会といった変化を十分反映したものになつていないのでないか、この点についての見直しが必要ではないかという点。もう一つは、モデルは、経企庁自身の判断はいいとして、やはり各省間で、発表するに至るまでいろいろなバイアスがかかって、希望的観測あるいは政策的誘導のためのそういうバイアスがかかつてしまうのか。どちらかだと思いますけれども、政府の発表する予測、特に短期の予

測が余り大きく狂うと、これはもうだれも信用しないくなるわけでございまして、長官の今のお答えは、前回も同じようなお答えを実は聞いたわけですが、最近の政府首脳、経済閣僚の皆さんのお言等を新聞等で拝見をしておりますと、景気が緩やかに回復している、そういった判断に立つているよう思われるわけですから、一体どういう根拠によるのか。確かに、若干の、一部の指標に変化はあるかと思いませんけれども、基本的な点ではどういう判断で景気が回復しつつあるという判断に立つているのか、お聞かせをいただければと思います。

○船田国務大臣 お答えをいたします。

今、景気が緩やかながら回復ではないか、こういうことの御指摘がございましたけれども、私ももとして景気が回復をしているという考え方はどうでもこの御三家が大変な深刻な不況にあえいでいるのが今次不況の特色でございまして、今後は景気を見通し、さらに中長期の経済成長の将来を見るにも、特に自動車及び家電産業、このセクターの動向といふものを把握することがやはり大変大事だと思うわけでございまして、そういう点、特にこの自動車、家電産業の低迷の要因並びに今後の中長期的に見た需給動向、これにつきましては、通産省の方から御見解をお聞きしたいと思います。

もちろん、御指摘のように、新車の新規登録台数、これも年の初めから前月比でプラスを続けております。それから鉄工業生産動向、これも出荷につきましては、これまで年初から前月比でプラスを続けています。さらにはマネーパライがござりますけれども、これもここ半年余りずっと前年比でマイナスを続けておりましたが、やつと二月におきまして〇・二%プラスということになつたわけであります。これらの指標は、確かに明るい兆しを示す指標ということになりますけれども、しかしながら、我が国の経済の大宗を占めております個人消費あるいは設備投資、こういったものは依然低い伸びであつたり、あるいはマイナスを続けているという状況でございまして、このよう

て、いるという基本的な情勢には変化がない、こうなるわけでございまして、長官の今のお答えは、前回も同じようなお答えを実は聞いたわけですが、最近の政府首脳、経済閣僚の皆さんのお言等を抜本的に見直しをしていただきたい。強く要望したいと思つております。

続いて、今後の景気動向の判断でござりますが、最近の政府首脳、経済閣僚の皆さんのお言等を新聞等で拝見をしておりますと、景気が緩やかに回復している、そういった判断に立つているよう思われるわけですから、一体どういう根拠によるのか。確かに、若干の、一部の指標に変化はあるかと思いませんけれども、基本的な点ではどうでもこの御三家が大変な深刻な不況にあえいでいるのが今次不況の特色でございまして、今後は景気回復に入つたということは言えないということでございまして、引き続き慎重な見方ないし大規模な対策というものが大事じゃないかと思つております。

そこで、今度は通産省にお聞きをしたいと思うのですが、今まで我が国の経済成長をリードしてきた、よく御三家と言われます自動車、家電、コンピューターとあつたわけですから、今いざ

そこで、今度は通産省にお聞きをしたいと思うのですが、今まで我が国の経済成長をリードしてきた、よく御三家と言われます自動車、家電、コンピューターとあつたわけですから、今いざ

ただ、中長期的な傾向としては、人口の増が減少いたします。そういうこともございまして、いわば免許保有人口というものの伸びが鈍化する、あるいは複数保有というものの伸びが伸びるというふうに思つております。

もちろん、御指摘のように、新車の新規登録台数、これも年の初めから前月比でプラスを続けております。それから鉄工業生産動向、これも出荷につきましては、これまで年初から前月比でプラスを続けています。さらにはマネーパライがござりますけれども、これもここ半年余りずっと前年比でマイナスを続けておりましたが、やつと二月におきまして〇・二%プラスということになつた

これがにつきまして、まず要因をどう見るかといふ点でござりますけれども、一口に申しますと、右肩上がりで伸びてまいりましたこの二つの商品の需要による低迷状況が九〇年ごろから出てきたわけ

これがにつきまして、まず要因をどう見るかといふ点でござりますけれども、一口に申しますと、右肩上がりで伸びてまいりましたこの二つの商品の需要による低迷状況が九〇年ごろから出てきたわけ

まず、自動車につきましては、一般的な個人所得の増加を当然の背景といたしまして、新規あるいは複数保有層というものが八〇年代の後半に急速に拡大した、あるいは各種の制度変更、物品税の廃止とか自動車税の引き下げ、こういったもののが八〇年代後半に大きく需要を拡大いたしました

て、私どもの見ております、いわゆるトレンドから過大な消費が発生したというふうに見ておるわけでございます。現在は、九一年、九二年、いわば過剰な消費の修正過程、ストック調整ともいうべき状況に入つております。本年これを最後の年になるのじゃないか、ここで調整が行われて、景気回復に入ったということは言えないというお話、これもまだ時期尚早であるということで申し上げている次第でございます。

○遠藤(乙)委員 基本的には私も今長官の見方には同意でございまして、まだ底入れをした、

普及するというような状態が来ました、あるいは一部に言われておりますマルチメディア、また情報家電といったようなものが期待はされているわけでござりますけれども、まだ価格が高いとか、あるいはそれの普及のためのバックグラウンドが必ずしも整備されていないというようなことを考えますと、現時点におきましては急速な回復というのがなかなか見通しにくいのでござりますが、業界の方におきましても消費者の嗜好に即して新しい需要を掘り起こすべく懸命に努力はしているところでございまして、これの回復について、余り急速な回復が起こるというふうな状況にはない、總じてそんなふうな見方をいたしております。

○遠藤(乙)委員 今局長から個々のセクターについて慎重な見通しの御説明があつたわけでござります。

私も基本的には同じような見方をしておりまます。自動車、家電産業がかつてのようなりーディングセクターとしての役割を担うことは非常に

難しいという感じを持っておりまして、むしろこれにかわる新しいどういうリーディングセクターを見つけるかと、そういうことが今後の経済成長のため大事じやないかと思つております。恐らく住宅産業ないしそれに関連した生活関連社会資本といふものが、今後の国民生活の質を高めるという二

点が非常に高いことからしても一つの着眼点じやないかと思っておりますが、そのためには相当な制度改革、土地問題等の解決が必要でございまして、経済成長政策の上からもそういう幅広い視

点を持つて今後のリーディングセクターを育てる、いくことが大事じやないかと思つております。

統いて労働省にお伺いしたいと思います。

雇用調整の問題。今回の不況は既に三年目に入つておりますので、今までのところは各企業は生産

調整、在庫調整等のいできたわけすけれども、もう、もはや持ちこたえられなくなつて、昨今雇用調整の動きが非常に活発化をしておりまして、ある意味では非常に不気味な動きである。もしこの

まま不況が長引くと我が国経済が戦後経験したことがないような大規模な失業あるいは倒産といった事態もあり得べしという危機感を持つておるわけでございます。また、各企業におきましては

万人の企業内失業といったようなことも指摘をさります。

○野寺説明員 雇用調整の問題でござりますけれども、景気の低迷を反映いたしまして、雇用の中

心的指標でござります有効求人倍率は一段と低下

しております。また完全失業者の増加も続いています。

それで雇用調整それ自身でござりますけれども、労働者の労働経済動向調査、最新時点は二月

の調査でござりますけれども、それによりますと、製造業全体で四一%という企業が雇用調整を

実施しているわけでございます。この数字は円高

不況期をしのぐような状況になりつつあるという

ことでござります。特に中高年齢者を対象とした希望退職でございますとか、あるいは勤業退職で

ございますとか、そういった手段によりまして今後も雇用調整が続いていくというふうに考えてお

ります。

特に今お話をございました自動車とか家電の部門でござりますけれども、同じ調査によりますと、輸送用機械では四四%、電機関係では五九%の事業所が雇用調整を実施しているというふうに出ております。また各都道府県から特別にヒアリング

をやつてみますと、例えば電機産業を抱えます地域で、ごく一部でございますが、輸出増で明るい

兆しが見えている地域もござりますけれども、全体的には一時休業でござりますとか希望退職等でござります。今後につきまして、景気の動向、

が行われるのではないかとか、あるいは今週にも行われます日米首脳会談等でそういう話が出るの

ではないかということに対する思惑が働いている。そのほか、いろいろと我が国の経済の要因もいろいろあるだろう、こういうふうな見方ができるわけでございます。

したがいまして、円高をある程度認めるとい

おくれるという傾向がございます。そういう意味

でしばらくはこういった厳しい状況が続くのではないかというふうに考えております。

○遠藤(乙)委員 続いて通産大臣にお伺いをした

のですが、円高の問題でございます。

今まで円高傾向は一時的と言われておりましたけれども、再びこのところ円高、しかも急激な

円高が定着しつつあります。百十円台、場合によつては百円台まで行く可能性もあるという見方

も広がっております。特に我が国一國のみが千三百億ドルを超える貿易黒字を蓄積しております。

それで、特に景気回復において消費もだめ、設備投資もだめ、さらに輸出もだめとなりますと非常

に厳しい状況になるわけでございますが、今後のことも考えながらこの百十円に対応した産業政策を進めるべきではないかと思ひますけれども、この点につきましていかがでございましょうか。

○森国務大臣 たしか昨日も当委員会で円高についての御質問がございました。今の委員とは角度

が違つております。メソットについての還元論などが出ておりました。そのときも申し上げまし

たけれども、円高という、つまりこれはまさにそれがその国の持つております経済的な要因を反映する市場原理というものを反映していく。した

がつて、今の円高がこのまま定着をするかどうか

ということ、これはまだそれを容認するというわけには私どもはいかない、これは委員も十分おわかりのとおりだ、こう思つております。

それぞの国の持つております経済的な要因を

構造を定着させることを政策運営の基本的な方向

としているわけでございます。昨日の、そうした

総合的な経済対策も、まさに内需主導型の経済構造への円滑な移行を持っていきたい、このように

考えておることでございます。

最近の円高につきましては、その動向を注視を

いたしておりますところでございますが、産業政策につきましても、各産業、企業の対応、努力に対する環境整備などの観点から、必要に応じて検討していかなければならぬというふうに思つておるところでございます。

○遠藤(乙)委員 では次に、経企庁にお伺いをし

たいと思います。

昨日、十三兆二千億円の、見かけ上は大規模な

対策が発表されたわけですけれども、真水がどの程度かということはまた別問題なのでして、子細に検討すると、その効果のほどはまだ評価し切れない点があるわけでございますけれども、今回

の対策によりまして、平成五年度の目標成長率三・三%は達成できるのか、あるいはどれくらい

貢献するのか、ひとつずばりお答えをいただければと思つております。

○長瀬政府委員 お答えいたしました。

昨日御決定いただきました新総合経済対策でございますが、これにつきましては総規模十三兆二千億円ということでございまして、GNPに対する比率がおよそ二・八%程度ということでおざいます。

また、その波及効果というのも考えますと、相当程度の効果を我が国の経済に及ぼすのではないか、このように考へておいでございました。

それが実体経済にどの程度影響を与えるかといふことにつきましては、そのときどきの経済情勢によつても一義的に言えないと、うことはあるわけありますけれども、今回の対策の規模といふものが、総規模では十三兆二千億円でござりますけれども、こうした中でGNPベースに置きかえて定量化可能な額というものを基礎といたしますて、波及効果を含めますと、一年間の効果といふことで、むしろこれは一つの目安として御理解いただきたいと思いますけれども、名目GNPをおよそ二・六%程度押し上げるといいますか、その程度の規模の最終需要効果を持つ、そのようなものではないか、このように考へております。

そこで、そのような対策と三・三%との関係といふことになるわけでござりますけれども、この点につきましては、先ほど来通産大臣並びに経企画庁長官が御答弁申し上げておりますように、まだ予断を許さない状況にあります我が国の経済を、経済見通しが想定しましたような成長経路に持つてまいりますために景気の足取りをより確実なものにしていく、そのためのリスクでありますとか、あるいは不確実性というものを軽減しながら、我が国経済を、内需を中心といたしますインフレなき持続可能な成長経路に移行させることをより確実なものにするという意味で、三・三%といふことにならぬものではないか、このように考へておいでございます。

もとより、今回の対策の効果の発現ということがあります。補正予算の成立等を待たなければならぬのは、補正予算の成立等を待たなければならぬ部分が相当あるわけですが、直ちに三・三%と、先ほどのようない・六%というような一つの目安とを比較することはできないと思いますけれども、いずれにいたしましても、このような対策を通じまして、我が国の経済を安定的なインフレなき成長経路に移行させていく、そのための大いな政策的支援になる、このように考へておいでございます。

○遠藤(乙)委員 私どもの試算では、今回の対策では三・三%実質無理という判断をしておりまます。私どもの試算では、四兆円規模の大規模減税を含めて総額十五兆円の、かなり真水のたっぷり入った規模をとつて、やつと三%に到達するかどうかという判断をしておりまして、今回の対策だけでは不十分、たゞえ今国会で補正予算が成立をしたとしても無理だらうという見方をしておりまして、波及効果を含めますと、一年間の効果といふことで、むしろこれは一つの目安として御理解いただきたいと思いますけれども、名目GNPをおよそ二・六%程度押し上げるといいますか、その程度の規模の最終需要効果を持つ、そのようなものではないか、このように考へております。

そこで、そのような対策と三・三%との関係といふことになるわけでござりますけれども、この点につきましては、先ほど来通産大臣並びに経企画庁長官が御答弁申し上げておりますように、まだ予断を許さない状況にあります我が国の経済を、経済見通しが想定しましたような成長経路に持つてまいりますために景気の足取りをより確実なものにしていく、そのためのリスクでありますとか、あるいは不確実性というものを軽減しながら、我が国経済を、内需を中心といたしますインフレなき持続可能な成長経路に移行させることをより確実なものにするといふ意味で、三・三%といふ成長率の達成はこのような対策を通じて可能になつていくものではないか、このように考へておいでございます。

この原因としては、やはり消費性向といふものが從前に比べて下がつている、その原因として資産デフレ、それが消費者のマインドを冷え込ませるとか、あるいは耐久消費財をかつてのバブル期においてかなり買ひ込んだケースがある。そうしますと、家計におけるストック調整というのがまだ終わつてないのではないか、そのようなこともあります。

るということでおこなつておられるといふことがあります。これに対して、直接働きかけるものは何か、これまでにいたしましても、このような対策を通じまして、我が国の経済を安定的なインフレなき成長経路に移行させていく、そのための大いな政策的支援になる、このように考へておいでございます。

○遠藤(乙)委員 私どもの試算では、今回の対策では三・三%実質無理という判断をしておりまます。私どもの試算では、四兆円規模の大規模減税を含めて総額十五兆円の、かなり真水のたっぷり入った規模をとつて、やつと三%に到達するかどうかという判断をしておりまして、今回の対策だけでは不十分、たゞえ今国会で補正予算が成立をしたとしても無理だらうという見方をしておりまして、波及効果を含めますと、一年間の効果といふことで、むしろこれは一つの目安として御理解いただきたいと思いますけれども、名目GNPをおよそ二・六%程度押し上げるといいますか、その程度の規模の最終需要効果を持つ、そのようなものではないか、このように考へております。

そこで、そのような対策と三・三%との関係といふことになるわけでござりますけれども、この点につきましては、先ほど来通産大臣並びに経企画庁長官が御答弁申し上げておりますように、まだ予断を許さない状況にあります我が国の経済を、経済見通しが想定しましたような成長経路に持つてまいりますために景気の足取りをより確実なものにしていく、そのためのリスクでありますとか、あるいは不確実性といふものを軽減しながら、我が国経済を、内需を中心といたしますインフレなき持続可能な成長経路に移行させることをより確実なものにするといふ意味で、三・三%といふ成長率の達成はこのような対策を通じて可能になつていくものではないか、このように考へておいでございます。

この原因としては、やはり消費性向といふものが從前に比べて下がつている、その原因として資産デフレ、それが消費者のマインドを冷え込ませるとか、あるいは耐久消費財をかつてのバブル期においてかなり買ひ込んだケースがある。そうしますと、家計におけるストック調整というのがまだ終わつてないのではないか、そのようなこともあります。

○森國務大臣 中小企業対策につきましては、正直申し上げて、今度の新しい経済対策は極めて細かく、しかも盛りだくさんでございません。

るということでおこなつておられるといふことがあります。これに対して、直接働きかけるものは何か、これまでにいたしましても、このような対策を通じまして、我が国の経済を安定的なインフレなき成長経路に移行させていく、そのための大いな政策的支援になる、このように考へておいでございます。

○遠藤(乙)委員 私どもの試算では、今回の対策では三・三%実質無理という判断をしておりまます。私どもの試算では、四兆円規模の大規模減税を含めて総額十五兆円の、かなり真水のたっぷり入った規模をとつて、やつと三%に到達するかどうかという判断をしておりまして、今回の対策だけでは不十分、たゞえ今国会で補正予算が成立をしたとしても無理だらうという見方をしておりまして、波及効果を含めますと、一年間の効果といふことで、むしろこれは一つの目安として御理解いただきたいと思いますけれども、名目GNPをおよそ二・六%程度押し上げるといいますか、その程度の規模の最終需要効果を持つ、そのようなものではないか、このように考へております。

そこで、そのような対策と三・三%との関係といふことになるわけでござりますけれども、この点につきましては、先ほど来通産大臣並びに経企画庁長官が御答弁申し上げておりますように、まだ予断を許さない状況にあります我が国の経済を、経済見通しが想定しましたような成長経路に持つてまいりますために景気の足取りをより確実なものにしていく、そのためのリスクでありますとか、あるいは不確実性といふものを軽減しながら、我が国経済を、内需を中心といたしますインフレなき持続可能な成長経路に移行させることをより確実なものにするといふ意味で、三・三%といふ成長率の達成はこのような対策を通じて可能になつていくものではないか、このように考へておいでございます。

○遠藤(乙)委員 質疑時間が終了してしまいましたが、最後に森大臣に、前自民党政調会長として、この所得減税につきましての個人的な御見解及びに今回の対策で中小企業対策、十分な対策がとらえられているかどうか、御所見をお聞きしたいと思います。

○森國務大臣 中小企業対策につきましては、正直申し上げて、今度の新しい経済対策は極めて細かく、しかも盛りだくさんでございません。

国会審議という予算審議の大手なときでございました

ばと思います。

したが、どちらかといえば私は積極的に補正予算を設置する事業（以下「基盤施設事業」といいう。）についての計画（以下「基盤施設計画」という。）を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その基盤施設計画が適切である旨の認定を受けることができる。

○井上委員長 次回は、来る十六日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

三 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

四 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項

五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業との関係に関する事項

六 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導等に関する事項

七 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要な事項

八 その他の事項

九 通商産業大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業近代化審議会の意見を聽かなければならない。

十 通商産業大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（経営改善普及事業に係る補助）

第十四条 国は、政令で定めるところにより、商工会若しくは商工会議所が基本指針に即して実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（次条第一項に規定する基盤施設事業を除く。以下「経営改善普及事業」という。）に必要な経費又は経営改善普及事業に関し都道府県商工会連合会が基本指針に即して商工会を指導するためには必要な経費について、都道府県が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。

第十五条 国は、政令で定めるところにより、全国商工会連合会又は日本商工会議所（以下「全国团体」という。）に対し、予算の範囲内において、経営改善普及事業に關し全国團体が基本指針に即して商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所を指導するためには必要な経費の一部を補助することができる。

（基盤施設計画の認定）

第五条 商工会等は、共同工場、展示施設その他

の小規模事業者の事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業（以下「基盤施設事業」といいう。）についての計画（以下「基盤施設計画」という。）を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その基盤施設計画が適切である旨の認定を受けることができる。

二 商工会等は、商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが當該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認める場合にあっては、商工会等以外の者を基盤施設事業の全部又は一部を実施する者とする基盤施設設計画を作成し、前項の認定を申請することができる。

三 基盤施設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 基盤施設事業の目標

二 基盤施設事業の内容

三 基盤施設事業の実施時期

四 基盤施設事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあたつては、当該実施する者並びにその者に對して商工会等が行う指導及び助言の方法

六 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その基盤施設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が基盤施設事業を確實に遂行するためには適切なものであること。

三 前項第五号に規定する場合にあつては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが當該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ、同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。

○遠藤(乙)委員 以上で終りますが、大規模減税に向けての両大臣の御尽力を心から期待をしたいと思います。

残余の質問につきましては、時間の都合でできませんでしたので、あしからず御了承いただけれ

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。
一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

二 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項

(基盤施設計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた商工会等は、当該認定に係る基盤施設計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認定を受けなければならぬ。

2 通商産業大臣は、前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定基盤施設計画」という。が、同条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(資金の確保)

第七条 国は、認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(全国団体の事業の範囲の特例)

第八条 全国商工会連合会は、商工会法第五十五条の八第二項に規定する事業のほか、商工会又は都道府県商工会連合会の基盤施設事業の実施を円滑化するため、次の事業を行うものとする。

- 1 商工会又は都道府県商工会連合会が認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 2 日本商工会議所は、商工会議所法(昭和二十九年法律第百四十三号)第六十五条に規定する事業のほか、商工会議所の基盤施設事業の実施を円滑化するため、次の事業を行うものとする。
- 3 商工会議所が認定基盤施設計画に従つて基盤施設事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 4 前号の事業に附帯する事業を行うこと。

(業務方法書)

第九条 全国団体は、前条第一項又は第二項に規定する事業(以下「保証事業等」という。)の開始の時までに、保証事業等に係る業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(信用基金)

第十条 全国団体は、保証事業等に関する信用基金を設け、国から交付された金額と全国団体が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として國以外の者から出えんされた金額との合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

(区分経理)

第十一條 全国団体は、保証事業等に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

(事業計画等の認可)

第十二条 全国団体は、毎事業年度、保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告書等の提出)

第十三条 全国団体は、毎事業年度、保証事業等に係る事業報告書、財産目録及び収支計算書を作成し、当該事業年度終了の日から三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督)

第十四条 通商産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、全国団体に対し、保証事業等に関して監督上必要な命令をすることができる。

(事業の廃止)

第十五条 保証事業等の廃止に伴う第十二条の特別の会計に係る残余財産の帰属その他の措置については、別に法律で定める。

(通商産業省令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、保証事業等に係る財務及び会計に関する事項は、通商産業省令で定める。

(大蔵大臣との協議)

第十七条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

1 第九条又は第十二条の認可をしようとするとき。

2 第十三条の承認をしようとするとき。

3 前条の通商産業省令を定めようとするとき。

(連携計画の認定)

第十八条 商工会等は、商工会等以外の者が実施する技術に関する研修、展示会その他の小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する事業であつて、商工会等が実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(以下「支援事業」という。)と連携して実施されるもの(以下「連携事業」という。)を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その連携計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(連携計画の変更等)

第十九条 前条第一項の認定を受けた商工会等は、当該認定に係る連携計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認定を受けなければならない。

して実施されることが当該支援事業の効果的な実施に資するものであること。
二 前項第二号に掲げる者が連携事業を実施する者として適切なものであること。
三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(通商産業省令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、保証事業等に係る財務及び会計に関する事項は、通商産業省令で定める。

(前項第二号に掲げる者が連携事業を実施する者として適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(連携計画の変更等)

第十九条 前条第一項の認定を受けた商工会等は、当該認定に係る連携計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認定を受けなければならない。

(連携計画の変更等)

第二十条 認定基盤施設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業を実施する者とされた民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項の中小企業者により出資され、又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。)であつて、当該認定基盤施設計画又は当該認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の

中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これららの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第六条第二項の認定基盤施設設計画又は同法第十九条第二項の認定連携計画に従つた基盤施設事業又は連携事業の実施に必要な資金の借り」とする。

(中小企业近代化資金等助成法の特例)

第二十一条 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十二年法律百十五号）第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定基盤施設設計画又は認定連携計画において基盤施設事業又は連携事業を実

施する者とされた者が当該認定基盤施設設計画又は当該認定連携計画に従つて設置する設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(報告及び検査)

第二十二条 通商産業大臣は、認定基盤施設設計画に係る基盤施設事業又は認定連携計画に係る連携事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会等に対し、報告を求めることができる。

2 通商産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、全国団体に対して、保証事業等に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、全国団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第一十三条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

(罰則)

第二十四条 第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 商工会等の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会等の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会等に対して同項の刑を科する。

第二十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした全国団体の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第十四条の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 全国団体のこの法律の施行の日を含む事業年度の保証事業等に係る事業計画、収支予算及び資金計画については、第十二条中「当該事業

業年度の開始前に」とあるのは、「保証事業等の開始の時まで」と読み替えるものとする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号の二の次に次の二号を加える。

十一の三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法会の項）

律第一号）第三条第一項に規定する商

工會等が同法第五条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する基盤施設設計画に従つて実施する基盤施設事業又は当該基盤施設事業に係るものとして政令で定める事

業の用に供する土地で政令で定めるもの

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第四条 商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のよう改する。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第五条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改する。

（商工会法の組織等に関する法律の一部改正）

第六条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改する。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第七条 商工会及び商工会議所による小規模事業の助成（第五十六条）を削り、「第五十七条」を「第五十九条」に改める。

第一条中「第二章の二」を「第三章」に、「第五十五条の十八」を「第五十八条」に改め、「第五章 商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成（第五十六条）」を削り、「第五十七条」を「第五十九条」に改める。

第一条中「あわせて商工会及び商工会連合会並びに商工会議所の行なう小規模事業者のための事業活動を促進するための措置を講じ」を削る。

第二条第二項を削る。

第二十二条第六項及び第四十七条中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改める。

第三章を削る。

第五十七条及び第五十八条を削り、第二章の二第五節中第五十五条の十八の次に次の二条を加える。

第五十六条から第五十八条まで 削除

（第二章の二を第三章とする）

（地方自治法等の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第三第一号九十七の十一

二 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）別表第一第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

表第三第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

四 消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第三第一項第二号中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改め、第七号の六

の次に次の二号を加える。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第五条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第六条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第七条 商工会及び商工会議所による小規模事業の助成（第五十六条）を改正する。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第八条 商工会及び商工会議所が実施する事業について、事業内容の拡充及びその効果的実施を図るため、債務の保証の制度を確立する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第三第一号九十七の十一

二 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）別表第一第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

表第三第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

四 消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第三第一項第二号中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改め、第七号の六

の次に次の二号を加える。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第五条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第六条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第七条 商工会及び商工会議所による小規模事業の助成（第五十六条）を改正する。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第八条 次に掲げる法律の規定中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第三第一号九十七の十一

二 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）別表第一第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

表第三第一号の表商工会の項及び商工会連合会の項

四 消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第三第一項第二号中「商工会の組織等に関する法律」を「商工会法」に改め、第七号の六

の次に次の二号を加える。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第五条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

（商工会の組織等に関する法律の一部改正）

第三条の五第一項中「一億円」を「二億円」に、「三億円」以下を「四億円」。次項において「に改め、同条第二項中「一億円」を「二億円」に改める。

第三条の六第一項及び第三条の七第一項中「以下同じ」を「次項において同じ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「一億二千万円」を「二億円」に、「二億四千万円」を「四億円」に、「千五百萬円」を「二千万円」に、「三千万円」を「四千万円」に改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「一億円」を「二億円」に、「三億円」を「四億円」に改める。

理 由

最近の中小企業の資金需要の大口化、中小企業をめぐる金融環境の変化等に適切に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険について、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険及びエネルギー対策保険の付保限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。